

平成 27 年 7 月 15 日

移住促進応援住宅ローンの取扱開始について

長崎銀行（頭取：山本 一雄）は、各地方公共団体が積極的に実施している定住促進事業を支援することにより、長崎県の活性化を図るため、1 年以内に県外から移住された方に限定し、お申込み条件の一部を緩和する移住促進応援住宅ローンの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 商品のポイント

住宅ローンのお申込みに際しては、通常、転居後のご勤務先にて1年以上のご勤務実績や200万円以上の税込年収（給与所得者さまの場合）が必要となりますが、以下①～②の要件を満たす場合には、勤務年数および年収の申込条件を緩和します。

- ① 1年以内に県外から転居してこられた方
- ② 給与所得者さまで転居後のご勤務先が決定している方

<申込条件緩和内容>

項目	現行	改定後	
		一般のお客さま	県外から移住された方
勤続年数	—	—	—
給与所得者	勤続1年以上	勤続1年以上	問いません
法人代表者	勤続2年以上	勤続2年以上	勤続2年以上
個人事業主	営業2年以上	営業2年以上	営業2年以上
年収	—	—	—
給与所得者	税込年収200万円以上	税込年収200万円以上	問いません
法人代表者	税込年収200万円以上	税込年収200万円以上	税込年収200万円以上
個人事業主	平均所得200万円以上 (直近2年間)	平均所得200万円以上 (直近2年間)	平均所得200万円以上 (直近2年間)

※ただし、住宅ローンの審査においては従来通り、勤務年数および年収も審査項目となります。

2. 改定日

平成 27 年 7 月 21 日（火）申込受付分より

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業統括部 ふじまる 藤丸
TEL：095-828-0512